

告 示

埼玉県告示第七百六十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一五―六一八号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県新座市大和田二丁目百六十八番地一 他八百九十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二万七千六百四・一三立方メートル